

蒲 監 第 83 号  
平成29年10月20日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員 草 次 英 夫

同 大 岩 敏 郎

同 青 山 義 明

蒲郡市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成29年8月21日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

（省 略）

2 請求のあった日

平成29年8月21日

### 3 請求の内容

請求人から提出された蒲郡市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次のように解した。

#### (1) 請求の要旨

平成28年度に発生した竹島市営駐車場区画線整備費（以下「区画線整備費」という。）（概算119万円）は蒲郡観光協会（以下「協会」という。）の繰越金を財源として会計処理すべきところ、協会は蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金（以下「振興助成金」という。）で会計処理をし、蒲郡市観光商工課はそれを了とした。

繰越金を財源として会計処理すれば約119万円は振興助成金の剰余金となり、蒲郡市（以下「市」という。）に返還されることになる。

また、同時に施工した竹島駐車場東管理棟外壁修繕、北管理棟屋根及び鉄骨塗装修繕の費用（合計約97万円）は、協会の繰越金で処理させるべきところ、市観光商工課の経費で処理をした。

その結果、協会は合わせて、市に約216万円の損害を与えたことになる。さらに、北口開放に伴う竹島駐車場内の安全設備（看板）設置工事費約68万円を加えると、約284万円の損害となる。

よって、市長に対し、次の措置を求める。

#### (2) 措置請求の内容

ア 市長に対し、協会へ振興助成金の不当利得金の返還請求をすることを求める。

イ 市長に対し、市産業環境部長・観光商工課長の管理監督不行き届きによる懲戒処分（注意又は減俸）を求める。

ウ 市長に対し、協会から振興助成金の不当利得金の返還がなされない場合、市産業環境部長・観光商工課長へ賠償させることを求める。

### 4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認めた。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

#### (1) 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

ア 市が協会による区画線整備費の支出を振興助成金の使途として認め、平成28年度に支出した振興助成金が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

イ 市が協会の繰越金を財源とせず行った竹島駐車場東管理棟外壁修繕、竹島駐車場北管理棟屋根及び鉄骨塗装修繕、竹島駐車場安全設備設置工事（以下「管理棟外壁修繕他」という。）に係る支出が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

#### (2) 監査対象外の判断

法242条第1項に規定する監査対象事項の範囲は、財務会計上の行為に限られるとされている。したがって、職員の懲戒処分を求める請求については住民監査請求の対象とはならないことから、監査の対象外とした。

### 2 監査対象部局

産業環境部観光商工課

#### 関係職員等の調査

本件請求の監査を実施するにあたって、産業環境部観光商工課に対し、平成29年10月4日に課長及び関係職員の出席を求めたほか、弁明書及び証拠書類並びに資料の提出を求め、調査を行った。

また、法第199条第8項の規定に基づき、平成29年10月13日に協会が保管する会計諸帳簿等を調査した。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成29年9月19日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、請求人から請求内容の補足説明

がなされた。また、新たな証拠の提出はなかった。

### 第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

(結論)

本件請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下に、その理由について述べる。

#### 1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

##### (1) 蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付制度要綱について

(目的)

第1 この制度は、協会が管理する有料駐車場使用料収入の一部を協会に振興助成金として交付することにより、観光施設の美化活動を推進し、良好な観光施設の維持管理に寄与するとともに、観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ることを目的とする。

(振興助成金の使途限定)

第3 この制度による振興助成金の交付を受けた協会は、その使途について観光施設の美化推進及び観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることとする。

##### (2) 平成28年度振興助成金の支出について

ア 交付先 蒲郡観光協会

イ 交付額 6,231,500円（平成28年5月25日から平成29年4月14日までの支払額合計）

##### (3) 協会による区画線整備費の支出について

ア 平成29年3月1日 市有物件工事承認申請書提出

イ 平成29年3月1日 市有物件工事承認決定

ウ 平成29年3月31日 工事完了

- エ 平成29年3月31日 工事代金支払
- オ 支出額 1,274,400円
- カ 工事の場所 竹島駐車場及び竹島園地駐車場（水族館前）
- キ 工事の種類 区画線設置工

(4) 市が行った管理棟外壁修繕他に係る支出について

- ア 竹島駐車場東管理棟外壁修繕
  - (ア) 平成29年5月15日支払
  - (イ) 支出額 498,960円
  - (ウ) 修繕内訳 屋根折板両面・外壁塗装、鉄骨柱・梁塗装他
- イ 竹島駐車場北管理棟屋根及び鉄骨塗装修繕
  - (ア) 平成29年5月15日支払
  - (イ) 支出額 474,120円
  - (ウ) 修繕内訳 屋根折板両面・外壁塗装、鉄骨柱・梁他
- ウ 竹島駐車場安全設備設置工事
  - (ア) 平成29年4月25日支払
  - (イ) 支出額 678,240円
  - (ウ) 工事内訳 看板工（案内板6基他）、防護柵工他

(5) 竹島駐車場の管理について

区画線整備費及び管理棟外壁修繕他に係る支出の対象となった竹島駐車場の管理については、法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の指定管理者として、協会が管理を行っている。

その業務の範囲については、市を甲、協会を乙として締結された竹島駐車場の管理運営業務に関する協定書（以下「協定書」という。）で次のように規定されている。

（管理業務）

第2条 甲は、蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年蒲郡市条例第19号）第8条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 利用の許可、その取消し及び中止命令を行うこと。
- (2) 使用料を徴収すること。
- (3) 使用料の減免を決定すること。
- (4) 施設等の維持管理を行うこと。
- (5) その他上記の業務を行うに当たり必要な行為をすること。

(リスク分担)

第9条 管理業務に関するリスク分担については、仕様書のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスク分担を決定する。

別記1 「管理業務仕様書」

リスク分担表 (抜粋)

種類	内容	負担者	
		市	指定 管理者
施設・ 設備の 損傷	経年劣化によるもの (概ね30万円を超えないもの)		○
	経年劣化によるもの (上記以外)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (概ね30万円を超えないもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (上記以外)	○	

## 2 請求人の主張と監査対象部局 (産業環境部観光商工課) の説明

### (1) 協会による区画線整備費の支出について

請求人は、平成28年12月15日に実施された住民監査請求関係職員調査会議録における観光商工課長の発言から、当該費用について、協会の繰越金を財源として会計処理すべきと主張している。

これに対し、観光商工課は、区画線整備工事は協定書第9条第2項の規定に基づき、協会から市へ市有物件工事承認申請書が提出され、承認の後、当該工事が行われたものであり、当該工事について、請求人が主張する協会の繰越金による支出を約束した事実はなく、蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付制

度要綱（以下「要綱」という。）第3の規定に該当しており、適切な用途であると主張している。

(2) 市が行った管理棟外壁修繕他に係る支出について

請求人は、(1)と同様に当該費用を協会の繰越金で処理させるべきと主張している。

これに対し、観光商工課は、協定書別記1「管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）リスク分担表に基づき、施設・設備の損傷に係る費用の負担をするものであり、この規定に則り、事務を執行したと説明している。

### 3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、監査対象部局の弁明書及び説明並びに関係資料の調査等を総合して、以下判断について述べる。

(1) 協会による区画線整備費の支出について

竹島駐車場の維持管理については、公の施設の指定管理者として協会が行っており、管理業務に関するリスク分担については、仕様書において、施設・設備の損傷に係る費用のうち、概ね30万円を超えないものに関しては指定管理者が、それ以外のものについては市が負担することと規定されている。当該整備に係る費用は1,274,400円で、30万円を超えるものとして本来は市がその費用を負担すべきであるが、協定書第9条第2項に「疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスク分担を決定する。」とされており、市と協会との協議により協会が支出することになった経緯については、協定書に沿ったものといえる。

要綱第1の規定によると、振興助成金の目的は、「管理する有料駐車場使用料収入の一部を協会に振興助成金として交付することにより、観光施設の美化活動を推進し、良好な観光施設の維持管理に寄与するとともに、観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ること」、その用途については、第3「この制度による振興助成金の交付を受けた協会は、その用途について観光施設の美化推進及び観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることとする。」と規定されている。

よって、当該整備費の支出はその目的に沿っており、かつその用途となり得る

ものと解されるため、これを振興助成金の使途とすることを認めた市の判断は、妥当なものである。

(2) 市が行った管理棟外壁修繕他に係る支出について

前述したとおり、竹島駐車場の管理業務に関するリスク分担については、仕様書において、施設・設備の損傷に係る費用のうち、概ね30万円を超えないものに関しては指定管理者が、それ以外のものについては市が負担することと規定されている。市が行った管理棟外壁修繕他に係る支出の内訳は、竹島駐車場東管理棟外壁修繕費 498,960円、竹島駐車場北管理棟屋根及び鉄骨塗装修繕費 474,120円、竹島駐車場安全設備設置工事費 678,240円となっている。いずれも30万円を超えており、当然に市が負担すべきものである。

したがって、市が上記に要する費用を支出したことについて、違法又は不当であるとはいえない。

なお、平成29年3月31日付けにて協会から提出された蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金平成28年度収支決算書の支出内訳について、協会から提示された関係書類を確認したところ、支出の根拠となる帳簿及び領収書等の証拠書類は整えられおり、特に問題は認められなかった。

最後に、平成28年12月15日に実施された住民監査請求に係る関係職員調査における観光商工課長の発言については、協会における竹島地区の環境整備に関する今後の見通しについて述べたものにすぎないから、請求人が上記に要する費用を繰越金で負担すべきだと主張する根拠として、必ずしもあたるものではない。

以上のとおり、市が平成28年度に支出した振興助成金及び管理棟外壁修繕他に係る支出は、違法又は不当な公金の支出にあたることは認められないことから、本件請求には理由がないものと判断した。

## 付 記

本件請求について、監査委員の判断は以上のとおりであるが、交付される振興助成金は公金であり、厳正な事務処理が求められることはいうまでもない。

平成29年4月に要綱が改正され、交付事務等の改善が図られているところであるが、今後も適正な制度運用に努められたい。

協会は、市から支出された振興助成金をはじめ指定管理に係る委託料等、様々な収入を財源として事業を実施している。協会の収支決算書をみると、各事業収入に対応する支出が明記されていないところが見受けられ、助成対象事業の把握をはじめ、当該事業ごとの経費の内容等が確認し難いものとなっている。各事業の透明性を確保するために、より明確な会計処理に努められるよう改善が望まれる。

最後に、一般論としての見解を述べてむすびとする。

補助金等の交付団体等の決算において、経常的に多額の繰越金が存在することは、交付の妥当性及び交付団体等の適格性が疑われ、交付制度自体の必要性が問われることにもなりかねない。もとより、団体等の自主的な運営は尊重されるべきものではあるが、市民の批判や疑念を招くことのないよう、交付内容に応じた事業効果を確保するために、適切な事業計画の立案及び執行に対する助言等を行うことも必要であると考えられる。